平成２１年（フ）第８６９８号
大阪市大正区鶴町３丁目６番６―506号
債務者　曽我万由美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８４号
大阪市此花区梅香１―16―７株式会社創新内、住民票上の住所大阪市住之江区平林南１丁目２番77号
債務者　中野　公弘
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１５号
大阪府枚方市磯島茶屋町20番１―202号
債務者　泥川　美憲
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５６６号
大阪市北区長柄東３丁目２番７―103号
債務者　前山　美鶴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４４号
大阪市旭区高殿２丁目８番38―1013号
債務者　山田　健司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５９号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―714号
債務者　天王寺谷勝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７５号
大阪府茨木市上穂積２丁目12番49号
債務者　清水　忠彦
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２２号
大阪府四條畷市蔀屋本町７番22号
債務者　西木美智子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８５号
大阪府枚方市茄子作２丁目24番13号
債務者　浅野こと　淺野　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９０号
大阪府大東市北条６丁目20番10号
債務者　芦原　義仁
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９４号
大阪市住吉区南住吉４丁目13番３―315号
債務者　奥　　正代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０１号
大阪府豊中市庄内西町５丁目４番５―201号
債務者　平間　　清
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０４号
大阪市此花区酉島３丁目15番39―1223号　古江方
債務者　戸羽　美香
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０６号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―303号
債務者　胡間こと　張　　世鎮
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０７号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―1412号
債務者　川中　勝一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６号
青森市富田２丁目６番39号
債務者　田澤　裕一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
青森市富田２丁目６番39号
債務者　田澤　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
群馬県桐生市相生町５丁目123番地の３
債務者　糸原　伸行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部